

令和 7・8 年度川内川河川事務所管内における災害時等の 応急対策に関する基本協定（測量設計部門）の締結 募集要項説明書

令和 7・8 年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（測量設計部門）の締結については、この募集要項説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 7 年 1 月 8 日

2. 協定締結者

九州地方整備局 川内川河川事務所長 亀園 隆
鹿児島県薩摩川内市東大小路町 20 番 2 号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合もしくは河川管理施設等に損傷が発生した場合等に、水位の監視や被災した場合の迅速な被災状況の把握、測量及び設計等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ測量設計に関し特定の企業と協定締結をすることにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び選定予定者数等

1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。

2) 出張所毎の管理区間及び選定予定者数は、下表のとおりとする。

出張所名	管 理 区 間					選定予定者数
	河川名	左右岸	距 離 標			
川内出張所	川内川	左 岸	-0k100	～	28k900	30 社程度
		右 岸	-1k500	～	27k200	
	八間川	左右岸	0k000	～	0k600	
	隈之城川	左右岸	0k000	～	2k000	
	樋渡川	左右岸	0k000	～	1k300	
宮之城出張所	川内川	左 岸	28k900	～	50k300	
		右 岸	27k200	～	50k300	
菱刈出張所	川内川	左右岸	63k800	～	99k600+40	
	羽月川	左右岸	0k000	～	7k500	
	綿打川	左右岸	0k000	～	0k800	
京町出張所	川内川	左右岸	99k600+40	～	116k600	10 社程度
	長江川	左右岸	0k000	～	1k600	

(3) 実施内容

- 1) 災害の発生若しくは災害の発生が予測された場合の緊急的な応急対策工事等の実施に必要な現地調査、測量及び設計、資料作成等。
- 2) 洪水時には氾濫危険箇所での河川水位の監視及び記録・報告。
- 3) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合。

(4) 基本協定の期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの期間

※ただし、令和7年12月28日までに、協定を解除したい旨の申し出があった場合は、令和8年3月31日までとする。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における令和7・8年度の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務の両方に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っており、かつ令和7年4月1日時点で認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、令和7年4月1日時点において認定を受けていない者との協定は、協定参加資格を有しない者として当該協定を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設コンサルタント登録規程に基づき、河川、砂防及び海岸・海洋部門に登録があること。
- (5) 測量士、技術士、RCCM、河川維持管理技術者、河川点検士のいずれかの資格を持つ技術者を有すること。
- (6) 九州地方整備局の管轄区域の内、鹿児島県（離島を除く）又は宮崎県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。
- (7) 出勤の要請があった場合に、本店または支店等営業所から概ね2時間以内で川内川河川事務所直轄管理区間に到着することができること。
- (8) 平成26年度以降、募集要項発表日までに完了した同種業務（再委託による業務の実績は含まない）の実績を有すること。なお、同種業務の実績は、国・県・市町村が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。
・同種業務：河川に関する設計または測量業務（ただし、機械設備・電気設備を除く。）
- (9) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項

(1) 評価項目

下表の各評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価内容	評価のウエイト	提出様式
■川内川直轄管理区間までの時間	■本店または支店等から川内川直轄管理区間までの時間	15	様式－2
■災害協定の実績	■令和2年度以降の川内川河川事務所との災害協定実績（過去5カ年：訓練除く）	15	様式－2
■技術者数	■設計関係技術者総数	15	様式－2
	■測量関係技術者総数	8	様式－2
	■河川維持管理技術者もしくは河川点検士総数	2	様式－2
■同種業務の実績	■平成26年度以降の同種業務の実績	20	様式－2
■企業表彰の実績	■令和2年度以降の九州地方整備局発注の表彰実績（測量または土木関係建設コンサルタント業務）	15	様式－2
■地域特性	■川内川流域市町内（薩摩川内市（離島を除く）、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市）に本社がある	10	

(2) 決定方法

参加者は、提出された技術資料等を評価基準に従い、総合的に評価し決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課

担当： 保全対策官

電話番号： 0996-22-3430

7. 資料の作成及び提出

- (1) 本基本協定に参加希望者は、下記のとおり申請書及び技術資料等を提出するものとする。

- 1) 参加要項：申請書（様式－1）及び技術資料（様式－2）の入手先：川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

- 2) 提出資料：

申請書（様式－1）及び技術資料等（様式－2並びに添付資料）

- 3) 提出期間：

令和7年1月8日（水）～令和7年2月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

- 4) 提出場所：

上記6. に同じ。

- 5) 提出方法：

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出

期間内必着。)により提出すること。但し郵送する際は表封筒に『『災害時等基本協定の締結(測量設計部門)』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中』と明記する)

6) その他:

申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意する。

- ①申請書には、会社の代表者印を押印すること。
- ②同種業務の実績は、TECRIS に登録されていない実績を記入する場合は、契約書、特記仕様書等の契約図書の写しを添付すること。
- ③企業表彰の実績は、令和2年度(令和元年度完成業務)～令和6年度(令和5年度完成業務)の企業(優良業務)表彰の表彰状の写しを添付すること。

(2) 申請書は、様式により作成すること。

(3) その他

- 1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 当職は、提出された申請書及び技術資料等を、参加資格の確認・評価以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は、6. に同じ。
- 6) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所(建設業法第3条第1項に基づく営業所(本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出する。

ア) 建設業許可申請書の『別紙2(1)』もしくは『別紙2(2)』

イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料(資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し)

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

8. 選定結果の通知

(1) 令和7年2月25日迄に選定の結果をFAXにて通知する。

(2) 選定結果について質問がある場合は、担当部局に対し次により説明を求めることができる。

- 1) 提出期限: 令和7年3月3日(月)17時00分
- 2) 提出場所: 上記6. に同じ。
- 3) 提出方法: 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(3) 担当部局は、説明を求められたときは、令和7年3月6日(木)までに、説明を求めた者に対し書面にて回答する。

9. 募集要項説明書に対する質問

(1) この募集要項説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

1) 提出期間:

令和7年1月8日(水)～令和7年1月31日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

- 2) 提出場所： 上記 6. に同じ。
- 3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- 1) 期 間：
令和 7 年 1 月 8 日（水）～令和 7 年 2 月 7 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで
- 2) 場 所： 上記 6. に同じ。

10. 評価結果の無効

提出した申請書において虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし、決定を取り消す。

11. 再苦情申立て

- (1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から 3 日（休日を含まない。）以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

- (2) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口： 〒 8 9 5 - 0 0 7 5 鹿児島県薩摩川内市東大小路町 2 0 番 2 号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

電話： 0 9 9 6 - 2 2 - 3 2 7 2

担当： 経理課長

(受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分)

12. その他

- (1) 基本協定締結後、請負契約を行う協定締結者は、上記 5 (2) による評価順位の高い順に要請する。
- (2) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に調査・設計等を実施する場合は速やかに調査・設計等の請負契約を締結する。また、調査・設計等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。